

魚津市地域クラブ活動推進計画

令和8年3月
魚津市教育委員会

目次

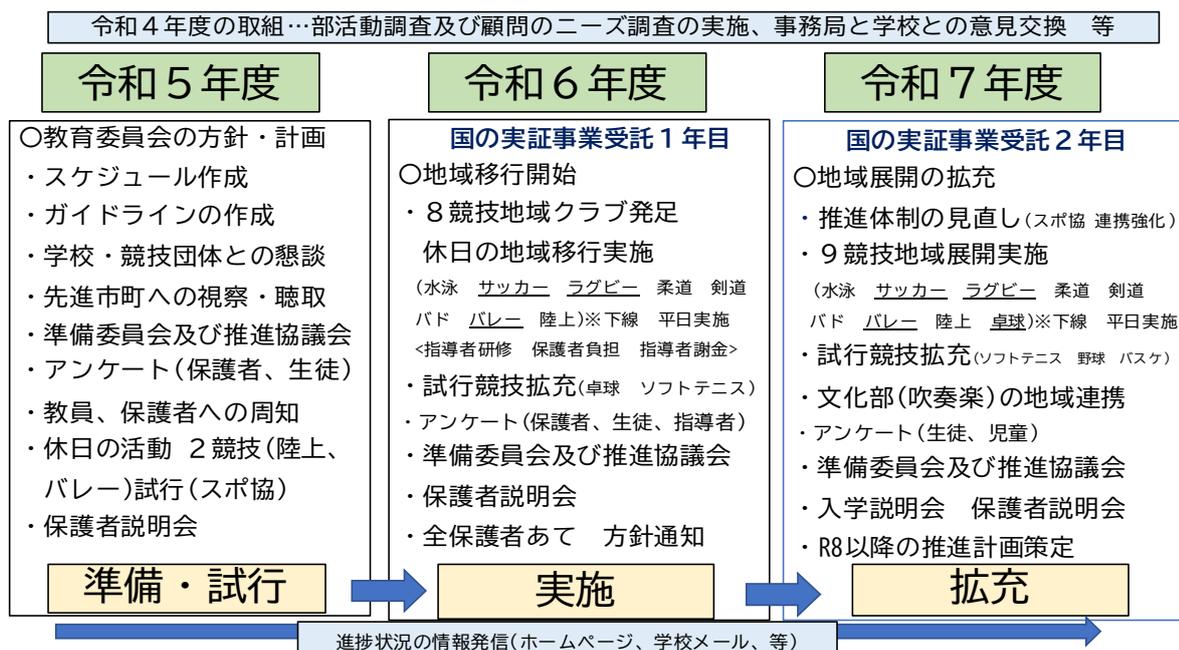
I 部活動改革の基本的な考え方	……	2
1 改革の理念	……	2
2 改革推進期間（R 5～R 7）の取組	……	3
3 部活動の地域展開の方向性	……	4
(1) 基本方針		
(2) 推進計画期間		
(3) 取組方針		
II 地域クラブ活動の在り方	……	4
1 地域クラブ活動に関する認定制度	……	4
(1) 趣旨		
(2) 目的		
(3) 概要		
2 地域クラブ活動推進に向けた環境整備	……	5
(1) 検討組織		
(2) 推進体制		
3 地域クラブ活動の適切な運営	……	6
(1) 参加者		
(2) 関係者(運営主体と実施主体等)の役割		
(3) 生徒の安全・安心の確保		
(4) 指導者の確保・育成		
(5) 活動場所の確保		
(6) 適正な運営		
4 地域クラブ活動への参加促進	……	12
(1) 児童生徒のニーズ把握		
(2) 参加促進のための広報活動		
III 学校部活動の在り方	……	12
1 適切な運営のための体制整備	……	13
(1) 学校部活動に関する方針の策定等		
(2) 指導・運営に係る体制の構築		
2 適切な指導・安全安心の確保	……	13
(1) 適切な指導		
(2) 事故や不適切行為の防止		
3 適切な休養日・活動時間の設定	……	14
4 生徒のニーズを踏まえた環境整備	……	15
5 その他	……	15
IV その他	……	15
1 大会・コンクールへの参加の在り方	……	15
2 教員の兼職兼業	……	16
3 高等学校入学者選抜における取扱	……	16
参考資料	……	17

I 部活動改革の基本的な考え方

1 改革の理念

- 学校部活動は、生徒の自主的な活動として、体力や技能の向上だけでなく、人間関係づくりや自己肯定感、責任感等を育む場として大きな意義のある活動である。しかし、少子化の進展や生徒のニーズが多様化する中、また、学校における働き方改革が進む中、学校部活動を従来 of 体制で運営することは困難な状況となってきた。本市においても、この10年で生徒数が300人以上減少し、チーム編成に苦慮する競技も少なくない状況である。
- 急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、これまで学校単位で行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支える仕組みにしていくなど、部活動改革が不可欠である。そして、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障し、主体的に活動を選択できる環境を整えることが必要である。
- そのためには、本市のスポーツ・文化芸術活動環境や地域資源の実態を捉え、学校と地域との連携・協働により、持続可能な活動環境を整備することが重要である。また、部活動改革及び地域クラブ活動の推進は、中学校の生徒だけでなく、地域の生涯スポーツ・文化芸術活動の充実や地域づくりにつながるものであり、地域全体で支え合う仕組みづくりが大切である。
- 本市では、国の改革推進期間（R5～R7）に合わせて、関係者の理解と協力の下、段階的に部活動改革・地域クラブ活動の推進に取り組んできた。今後は、未達成の部活動への取組も含め、成果と課題を整理しながら取組を加速していく必要がある。
- また、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正されたことに伴い、教員の時間外在校時間の縮減等「学校における働き方改革」の推進が一層求められている。教員の多忙な勤務の状況に鑑み、児童生徒へのよりよい教育を実現するためにも、部活動の地域展開を推進する必要がある。
- 本推進計画は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）に基づき、国の示す「改革実行期間」（R8～R13）における部活動改革・地域クラブ活動の推進等に関して、本市としての基本的な考えや方針を示すものである。

2 改革推進期間（R5～R7）の取組



3 部活動の地域展開の方向性

(1) 基本方針

魚津市教育委員会（以下「市教育委員会」という）が部活動改革の責任主体となって、改革推進期間（R5～R7）における成果と課題を踏まえて、関係者の理解と協力の下、市のスポーツ・文化芸術活動環境と地域資源の実情等に応じて、地域クラブ活動推進に係る環境整備に取り組む。特に、（公財）魚津市スポーツ協会（以下「市スポーツ協会」という）が運営する総合型地域スポーツクラブとの連携強化を図る。

(2) 推進計画期間

- ・ 国の「改革実行期間」に合わせて、本推進計画の期間を令和8年から13年までの6年間とする。
- ・ 令和8年から10年までを「前期」、令和11年から13年を「後期」とし、前期末に「中間評価」を実施し、必要に応じて推進計画の内容を見直す。

(3) 取組方針

【休日】

- ・ 令和8年度中に全ての運動部活動で地域展開（地域移行）の達成を目指す。（3年生が引退した後の新チーム発足時のタイミングを想定）
- ・ 達成状況に伴い、原則、休日の運動部活動は実施しない。ただし、大会前に限り、数回程度の練習、練習試合は可とする。
- ・ 恒常的に休日に活動している文化部（吹奏楽部）については、当面は地域連携（部活動指導員の配置）で対応することとし、前期中（令和10年度まで）に地域展開の達成を目指す。

【平日】

- ・ すでに平日の部活動の地域展開が進んでいる競技の成果と課題を踏まえつつ、実現可能な環境（時間、場所、指導者等）が整った学校部活動から段階的に進めていく。なお、学校施設の利用について、市教育委員会は関係団体と調整を図り、地域クラブの活動場所を確保するよう努める。
- ・ 平日の地域展開の進展に伴い、学校の実情や生徒のニーズに応じて学校部活動の活動日を柔軟に設定する。

II 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、学校部活動の教育的意義を継承、発展しつつ、生涯スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが求められている。その際、下記のような地域クラブ活動の価値について関係者間で共有することが重要である。

- ・ 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。）
 - ・ 生徒の個性・得意分野等の尊重
 - ・ 学校間等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
 - ・ 地域のような人や幅広い世代との豊かな交流
 - ・ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
 - ・ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導等
- 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
(令和7年12月文部科学省)より抜粋

- 改革推進期間（R5～R7）の取組を踏まえ、行政、学校、地域のスポーツ・文化芸術団体や企業、保護者等、地域総がかりで、部活動改革及び地域クラブ活動の推進に取り組み、持続可能な運営体制の構築に努める。
- 地域資源の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために、必要経費の内容、公費と受益者負担のバランスを考慮した費用負担の在り方や財源確保の方策等について研究を継続する。なお、指導者謝金や参加費の具体的な内容については別に定める。

1 地域クラブ活動に関する認定制度

(1) 趣旨

- ・ 競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等の観点から、国のガイドラインに基づき、本市において「地域クラブ活動」を認定する制度を設ける。
- ・ 認定された活動を「認定地域クラブ活動」と称する。なお、本市が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したとみなすものとする。

(2) 目的

本市が認定する地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するものではなく、生徒がやりたいスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、生涯にわたって楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主たる目的とする。

(3) 概要

【認定要件】

- (1) 部活動の地域展開の趣旨に基づき、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与すること。
- (2) ガイドラインに基づき、適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 営利を主たる目的とせず、可能な限り低廉な会費を設定していること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 生徒の安全に配慮した体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

【認定の効果】

- (1) 参加促進のための児童生徒・保護者等への情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援
- (3) 教員等の兼職兼業の認可の対象
- (4) 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

【その他】

- ・ 「魚津市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」を別に定める。
- ・ 地域クラブ活動に関する認定制度における「認定要件」の具体的な確認事項を別に定める。
- ・ 令和8年度においては、認定制度の課題の検証等を行う試行期間とする。

2 地域クラブ活動推進に向けた環境整備

(1) 検討組織

ア 推進協議会

- ・ 推進協議会を年2回程度、定期的で開催する。協議会の機能は、情報共有、合意形成、意見聴取とし、部活動の地域展開に係る整備方法やスケジュール、課題の対応、進捗状況の評価・分析等について検討する。
- ・ 協議会のメンバーは、市スポーツ協会、各スポーツ競技団体代表、文化芸術団体代表、中学校代表、保護者代表、企業代表等及び市教育委員会事務局員とする。

イ 準備委員会

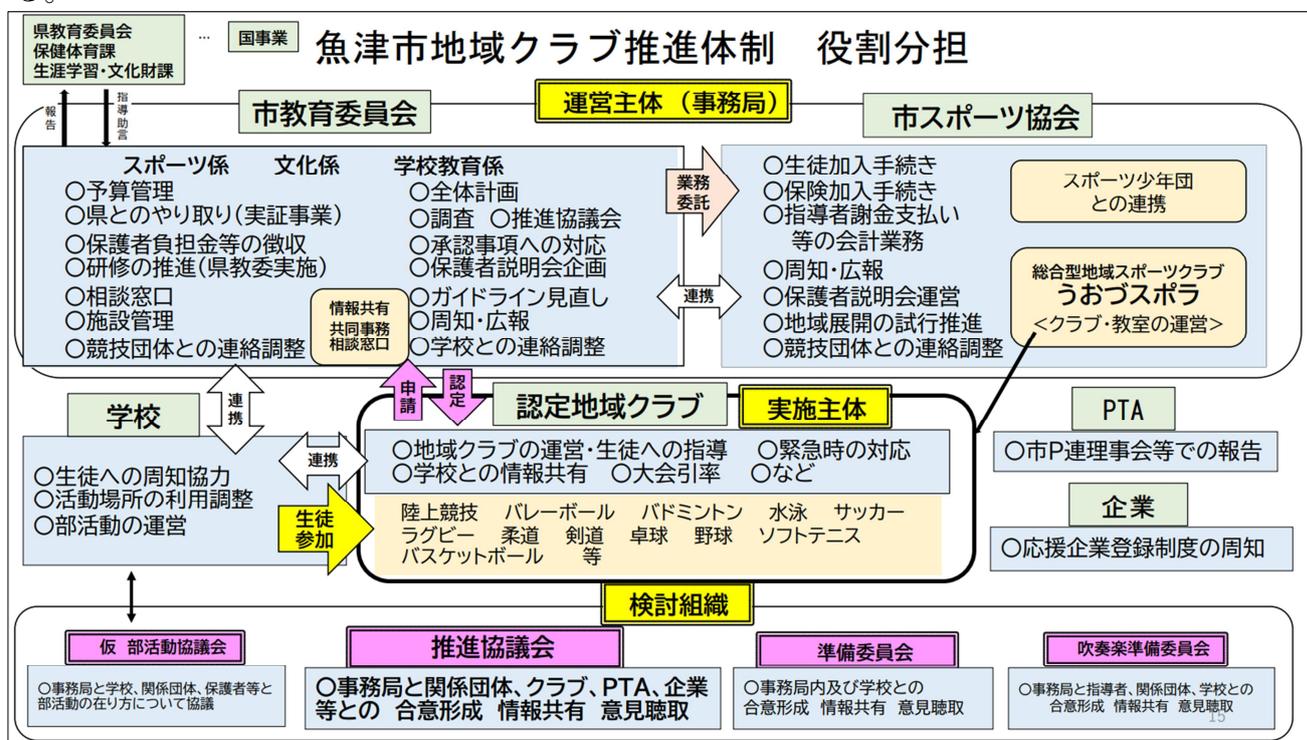
- ・ 中学校代表、事務局員（市教育委員会・市スポーツ協会）等で組織し、推進協議会での協議事項について検討する。

ウ 部活動協議会

- ・ 中学校と関係団体、保護者、事務局等で組織し、今後の学校部活動の在り方について協議する。

(2) 推進体制

市教育委員会と市スポーツ協会が連携を図りながら運営主体となって事務局の役割を担い、地域クラブ活動推進に係る環境整備全般の業務を行う。事務局は、実施主体となる地域クラブ及びスポーツ・文化芸術団体、学校等と連絡を密にして、円滑な運営に努める。



3 地域クラブ活動の適切な運営

(1) 参加者

参加を希望するすべての中学生等（小学生や高校生等との多世代の取組も可）を対象とし、選抜等を行わない。なお、競技力強化のみを目的とした募集はしない。

(2) 関係者（運営主体と実施主体等）の役割

ア 運営主体（事務局）の役割

- 地域クラブ活動の推進に係る環境整備全般
 - ・ 集金や謝金支払い等の会計事務に関すること

- ・ 体育施設の管理に関すること
- ・ 生徒及び指導者の保険加入に関すること
- ・ 市体育施設の利用調整に関すること
- ・ 競技団体及び学校との連絡調整に関すること
- ・ 生徒・保護者からの相談に関すること
- ・ 指導者研修の機会の確保に関すること
- ・ 推進協議会並びに準備委員会の開催に関すること
- ・ 地域クラブへの参加促進に関すること
- ・ 情報発信、周知、報告に関すること
- ・ 県教育委員会との連絡調整に関すること
- ・ 指導者の確保に関すること（教員の兼職兼業の認可を含む。）

イ 実施主体（地域クラブ）の役割

○地域クラブ活動の運営全般

- ・ 生徒への指導と管理
- ・ 活動計画の立案
- ・ 地域クラブ活動日における大会等の引率（大会等での運営協力）
- ・ 保護者への連絡体制の整備に関すること
- ・ 緊急時の対応に関すること
- ・ 地域クラブの会計に関すること
- ・ 指導者の確保に関すること
- ・ 生徒の活動状況等の情報提供
- ・ 生徒・保護者への情報発信
- ・ 地域クラブへの参加促進に関すること

ウ 学校の役割

○学校部活動の適切な運営

- ・ 認定地域クラブ活動を考慮した学校部活動運営
- ・ 認定地域クラブとの連絡調整に関すること
- ・ 学校施設（体育館、グラウンド、武道館等）の利用調整（令和8年度まで）
- ・ 生徒、保護者への情報提供
- ・ 生徒指導に係る助言と協力
- ・ 希望する教員の兼職兼業の申請

(3) 生徒の安全・安心の確保

ア 事故や不適切行為の防止

- ・ 地域クラブの指導者は、教育的な活動として適切な指導が行われるように努めるとともに、生徒同士の不適切行為の防止に努める。特に、下記の点に留意し、暴力・

暴言等の不適切行為の防止及び健康管理、事故防止に向けた取組を徹底する。

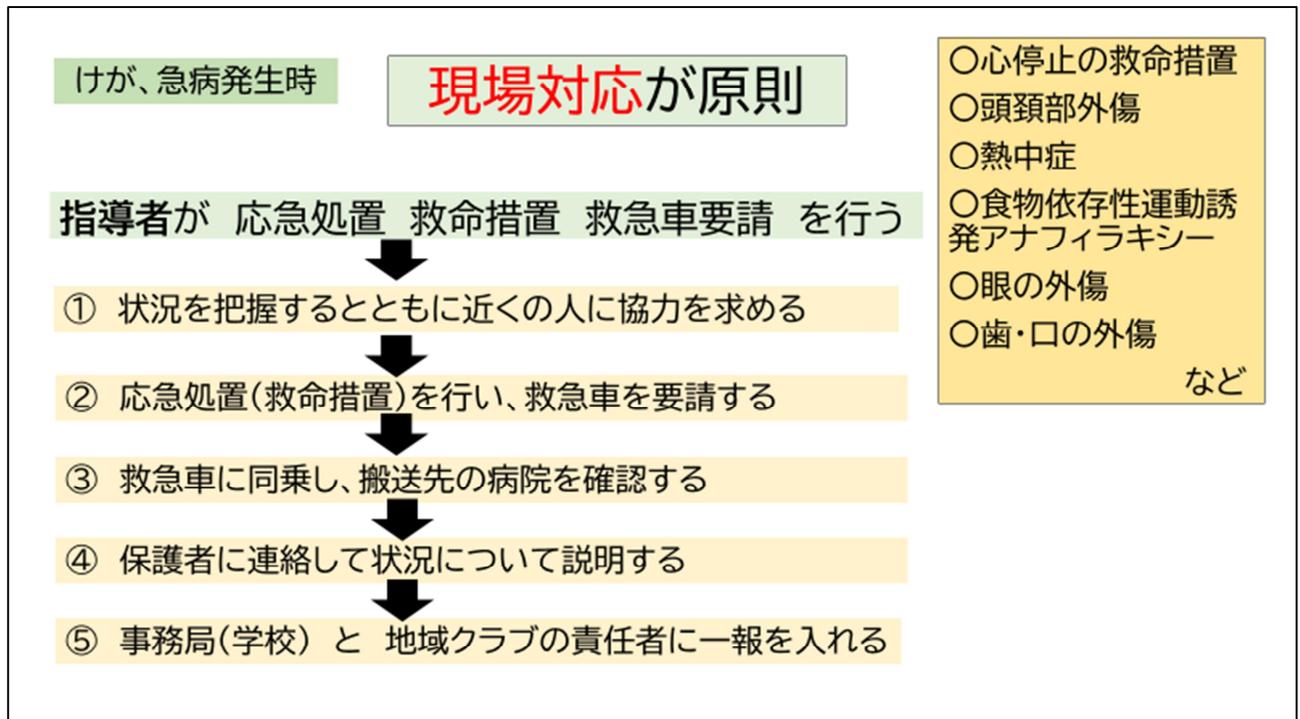
- ◎暴力・暴言・ハラスメント、いじめなどの不適切行為の防止の徹底
- 事故防止のための継続的・定期的な安全点検
- 過度な練習等の防止や熱中症等の防止対策の徹底
- 会費等の適正な管理、個人情報等の適正な管理
- クラブ内での人間関係への配慮
- 連絡体制の確立と事故発生時の適切な対応

- ・ 地域クラブの指導者は、富山県教育委員会が主催する研修に参加し、コンプライアンス、暴力・暴言・ハラスメントの根絶、救命救急法やAEDの使用方法等のほか、指導技術の担保や生徒への安全・健康面の配慮等、生徒への適切な指導力に係る資質向上に努めるものとする。

イ 事故・トラブル発生時の対応、連絡体制の整備

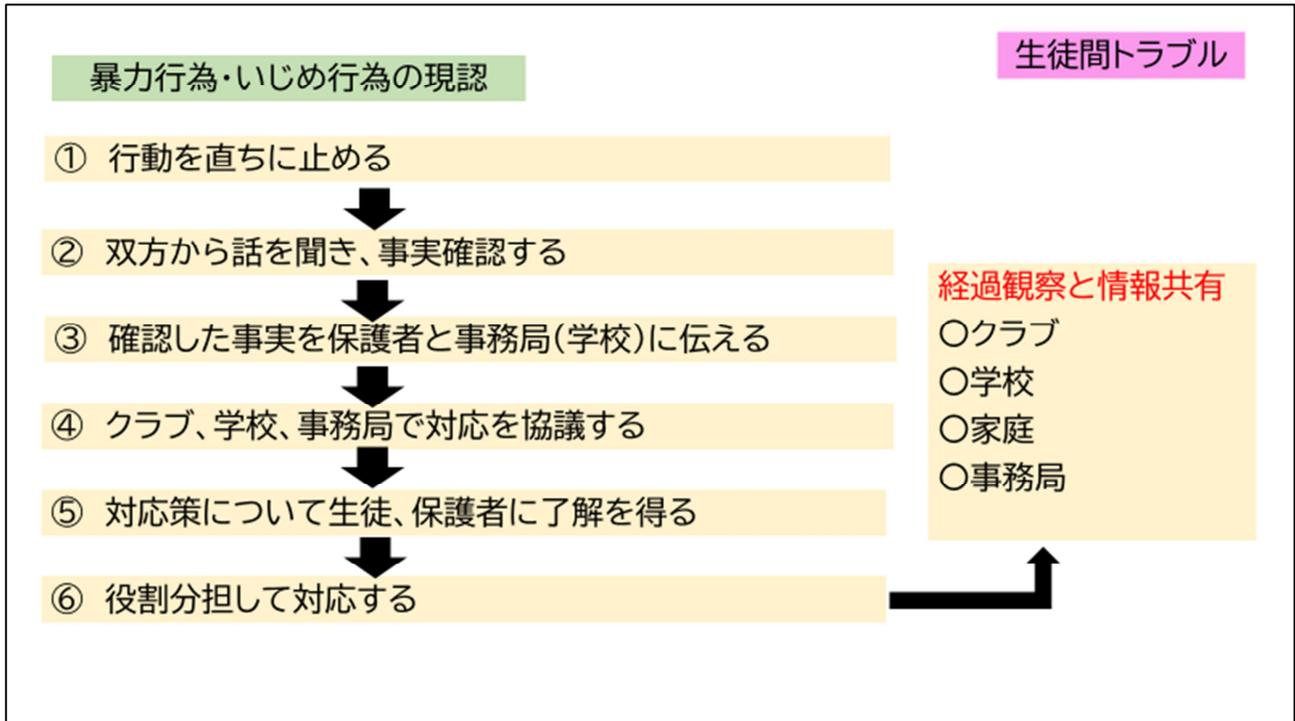
- ・ 地域クラブ指導者は保護者の連絡先を確認し、緊急時の連絡体制を整えておく。
- ・ 生徒の活動状況等について、地域クラブ指導者は学校と定期的に情報交換する。
- ・ 事故・トラブル発生時の対応について、指導者間で共通理解しておく。

【けが・急病発生時の対応例】

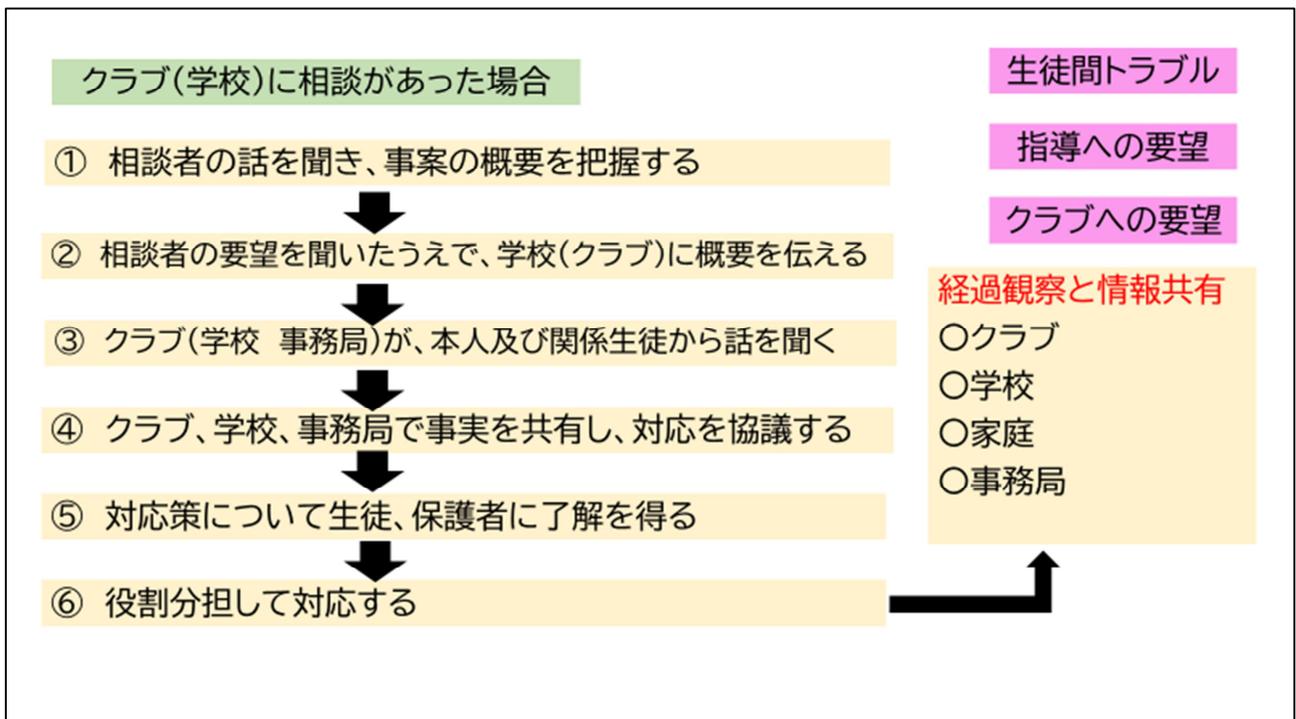


【トラブル等発生時の対応例】

生徒間暴力、いじめ行為を現認した場合



クラブや事務局(学校)に相談・苦情・要望があった場合



- ・ 事案発生時には、中学校等にも協力を仰ぎながら、被害生徒の心のケアを最優先に対応する。その際、運営主体・実施主体において組織的な対応を行う。
- ・ 再発防止に向けて、事案の分析や防止対策を強化し、防止策を周知徹底する。

ウ 保険の加入

- ・ 生徒、指導者ともに傷害保険と個人賠償責任保険を兼ね備えた保険に加入する。
- ・ 保険の加入業務は事務局が行う。保険金の申請手続きは、各地域クラブが行う。

(4) 指導者の確保・育成

- ・ 各スポーツ・文化芸術団体は、競技経験・活動経験がある成人の中から、地域クラブの指導者を推薦する。事務局は、各団体から推薦された指導者について、承認する旨を通知する。
- ・ 認定地域クラブは、なるべく複数の指導者による指導体制を整える。
- ・ 指導者は、2年間で県教育委員会が主催する研修（コンプライアンス、救命講習）を受講する。また、指導者資格の取得や各協会等が開催する指導者講習会等への参加を通じて、資質向上に努めるものとする。
- ・ 事務局及び地域クラブは、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、下記のとおり様々な関係者から指導者を確保するよう努める。その際、多世代の指導者を確保し、地域クラブの中で指導者の育成を図ることが望ましい。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○学校部活動で指導を担う部活動指導員、スポーツエキスパート、非常勤講師
退職教員、指導を希望する教員（兼職兼業）○企業関係者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生、地域おこし協力隊 等 |
|---|

(5) 活動場所の確保

- ・ 認定地域クラブの活動場所については、下記の施設を利用することを想定しているが、なるべく保護者負担を少なくするように配慮する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○市内中学校…グラウンド、体育館、武道場、音楽室○旧小学校等…グラウンド、体育館○市内体育施設…ありそドーム、市室内温水プール、桃山運動公園、
天神山グラウンド等○その他…民間のスポーツ・文化芸術施設 |
|---|

- ・ 中学校の施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点から、地域クラブが優先的に利用できるようにする。

【昼間の活動】

令和8年度…学校部活動との調整を図り、学校が利用調整を行う。

令和9年度以降…事務局(市教育委員会、市スポーツ協会)が利用調整を行う。

【夜間の活動】

事務局において、体育館やグラウンドを地域クラブが優先的に利用できるように、夜間開放を利用している団体との調整を行う。

- ・ 認定地域クラブが市内の体育施設、社会教育施設、文化芸術施設等を利用する際、学校部活動と同じく使用料の減免措置を行う。

(6) 適正な運営

ア 活動内容

- ・ 勝利至上主義に陥ることなく、生徒の多様なニーズに応えられるように努める。
- ・ 将来的には、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけでなく、レクリエーション的な活動や複数の種目や分野を経験できる活動等、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を指導体制に応じて段階的に試行していく。

イ 活動時間・休養日の設定

- ・ 生徒の心身の成長やニーズに配慮して健康に生活できるように、活動時間・休養日を下記のとおり設定する。また、できるだけ短時間で合理的、効率的な活動となるよう努める。

活動時間…平日は2時間程度以内、休日は3時間程度以内とする。

休 養 日…週2日以上の休養日を設定する。

※週当たりの活動時間…11時間程度以内とする。

ウ 参加費等の設定

- ・ 受益者負担を原則とし、国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域クラブを持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定する。参加費は、主として指導者謝金に充当するものとして、活動頻度や学年に配慮して設定する。
- ・ 地域クラブに係る参加費及び保険料は、運営主体が徴収事務を担当する。なお、消耗品や用具、交通費等、地域クラブごとに必要な費用は、保護者・生徒に説明の上、地域クラブで徴収等を行う。

エ 保護者負担の抑制等

- ・ 市内企業、民間団体へ積極的に情報発信し、継続的な支援の在り方を研究する。
- ・ なるべく施設使用料が発生しない会場を利用するなど、保護者の負担が軽減するよう努める。学校施設の利用については、学校部活動、認定地域クラブ活動が同じ条件で利用するものとして利用調整を行う。
- ・ 市の体育・文化施設の利用においては、学校部活動と同様の減免措置を受けられるようにする。また、経済的に困窮する家庭に対しては、補助等の支援を行う。
- ・ 認定地域クラブが学校備品及び学校部活動の備品等を共用・借用する際、簡便な手続きの方法を整備する。
- ・ 富山県中学校総合選手権大会、北信越中学校総合競技大会等の中学校体育連盟主催の大会や県学校吹奏楽連盟が主催するコンクールへ認定地域クラブが参加した場合、出場生徒に対して学校部活動と同様の補助を受けられるようにする。

4 地域クラブ活動への参加促進

(1) 児童生徒のニーズ把握

- 部活動の地域展開に当たっては、できるだけ多様な児童生徒のニーズに合った地域クラブ活動を構築することが大切である。そのために、事前アンケート調査を実施し、児童生徒の問題意識やニーズを把握して改善に生かすとともに、活動している生徒の満足度や課題等について定期的にアンケートを実施することで、活動のアップデートを図る。

アンケート調査項目例	
【事前アンケート】 対象:小学生 ・スポーツ・文化芸術活動等の状況 ・地域クラブ活動の内容・参加希望 ・地域クラブ活動の活動日数の希望 ・地域クラブ活動への参加目的 等	【フォローアップ】 対象:地域クラブ加入生徒 ・地域クラブ活動の満足度 ・地域クラブ活動に参加してよかったこと ・地域クラブ活動に対する困りごと ・中学卒業後の活動継続意欲 等

(2) 参加促進のための広報活動

- 児童生徒が地域クラブ活動と出会い、希望する活動を自ら選択できるように、事務局や地域クラブにおいて、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく児童生徒・保護者に提供する機会を設定する。その際、円滑な情報提供等のために、小学校及び中学校と連携しながら対応する。

地域クラブ活動への参加促進のために取り組む活動	
・小学生向けアンケート調査の実施 ・中学校入学説明会でのプレゼンテーション ・市教育委員会やスポーツ協会のホームページでの情報発信 ・ポスター、チラシ、動画による広報活動 ・保護者説明会の開催 等	・推進協議会等での報告、意見聴取 ・市 PTA 連合会等での進捗説明 ・近隣市町との情報共有 等

Ⅲ 学校部活動の在り方

- 本市では、部活動の地域展開を進めており、ここでは地域展開が進むまでの間における休日・平日の部活動等の在り方について示す。
- 令和8年度中にすべての運動部活動において休日の地域展開を達成することとしており、達成状況に伴い、休日の部活動は行わない。また、平日の地域展開の状況等によって、部活動ごとに活動日を柔軟に設定する。恒常的に休日に活動している文化部（吹奏楽部）については、当面の間、地域連携（部活動指導員の配置）による対応とする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- ・ 校長は、国のガイドライン及び市の推進計画に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた部活動に関する方針を策定する。
- ・ 部活動顧問は、方針に沿った活動計画を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ・ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員やスポーツエキスパート等の配置状況及び地域展開の達成状況等を踏まえ、適正な数の部を設置する。
- ・ 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会・コンクールの引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うものとする。
- ・ 校長は、各部の活動内容を把握し、当該活動が生徒にとって適切であり、顧問の過度な負担となることがないように、必要に応じて指導・是正を図る。
- ・ 校長は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年1月文部科学省 令和7年9月改正）を踏まえ、部活動の活動時間を教員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行う。
- ・ 市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、個々の教員の時間外在校等時間の状況に留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を行う。
- ・ 校長は、個人情報の記載のある名簿等の校外への持ち出しについて厳重に管理するなど、個人情報の適切な管理及び取扱いに関する体制を整備する。

2 適切な指導・安全安心の確保

(1) 適切な指導

- ・ 校長及び部活動指導者は、学校部活動の実施にあたっては、学校部活動の意義が充分発揮されるように、教育活動として適切な指導が行われるように努める。

○ 指導上の留意事項

- ①生徒の人権や人格を尊重する。
- ②生徒の自主性を尊重し、状況によって誰でも入・退・転部できるようにする。
- ③生徒の発育段階や実態（活動状況、健康状態等）を考慮して指導する。
- ④学校の教育活動全体との調和を図り、見通しをもって指導する。
- ⑤生徒のバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間の設定を心がける。
- ⑥生徒の様々な志向（競技志向、大会志向、レクリエーション志向等）を踏まえ、勝利至上主義とならないようにする。
- ⑦部活動指導者間の役割分担等を十分協議し、連携した指導体制をつくる。
- ⑧結果だけでなく過程を大切にし、生徒たちの努力を進んで賞賛する。
- ⑨保護者との信頼関係を築き、理解を得る。

「富山県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
(令和5年12月富山県教育委員会)より抜粋

(2) 事故や不適切行為の防止

- ・ 部活動指導者は、教育的な活動として適切な指導が行われるように努めるとともに、生徒同士の不適切行為の防止に努める。下記の点に留意し、暴力・暴言等の不適切行為の防止及び熱中症防止等の健康管理、事故防止に向けた取組を徹底する。

◎暴力・暴言・ハラスメント、いじめなどの不適切行為の防止の徹底

○事故防止のための継続的・定期的な安全点検

○過度な練習等の防止や熱中症等の防止対策の徹底

○部費等の適正な管理、個人情報等の適正な管理

○部活動内での人間関係への配慮

○連絡体制の確立と事故発生時の適切な対応

- ・ 事案発生時には迅速に学校組織全体で対応に当たる。被害生徒のケアを最優先に行い、事実確認に当たっては、加害者、被害者、関係者から丁寧に聞き取りを行う。
- ・ 再発防止に向けて、事案の分析や防止対策を強化し、防止策を周知徹底する。

<熱中症対策>

熱中症への対策については、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務となっている。

こうしたことから、「熱中症予防運動指針」（令和6年6月公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、学校部活動において、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底するとともに、環境省・気象庁が発する熱中症警戒アラートや、活動前に計測した暑さ指数（WBGT）を踏まえ、学校部活動の中止も含め適切に対応する。

「富山県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」
(令和5年12月富山県教育委員会)より抜粋

3 適切な休養日・活動時間の設定

- ・ 生徒の心身の成長やニーズに配慮して健康に生活できるように、活動時間・休養日を下記のとおり設定する。また、できるだけ短時間で合理的、効率的な活動となるよう努める。

休 養 日…週2日以上の休養日を設定すること。

活動時間…平日は1時間程度、休日は3時間程度以内とすること。

※週当たりの活動時間…11時間程度以内とすること。

そ の 他…長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。

4 生徒のニーズを踏まえた環境整備

- ・ 市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。
- ・ 校長は、部活動協議会での意見を踏まえながら、学校の実情に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備するよう努める。

- 例
- ・ 複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
 - ・ レクリエーション志向で行う活動
 - ・ 体力づくりを目的とした活動 等

5 その他

- ・ 校長は、生徒の教育上の意義や生徒及び部活動指導者の負担を考慮し、参加する大会やコンクール、地域の行事等を精査する。
- ・ 校長及び顧問は、部活動の地域展開の進展に伴い、部活動協議会の意見を踏まえながら、学校部活動に係る保護者負担額を見直すよう努める。

IV その他

1 大会・コンクールへの参加の在り方

(1) 大会等の参加機会の確保

- ・ 市教育委員会は、認定地域クラブの円滑な大会等への参加に向けた環境調整を図る。
- ・ 認定地域クラブが中学校体育連盟主催の大会に参加する場合は、認定基準に基づいて申請し、認可を受ける必要がある。（富山県中学校体育連盟HP 参照）
- ・ 市教育委員会は、大会開催地までの交通費・宿泊費等について、認定地域クラブでの参加生徒も、学校部活動の参加生徒と同様の支援を行う。
- ・ 校長は、平日の大会等に参加する生徒について、学校部活動だけでなく、地域クラブから参加する場合も、学校を出席扱いとすることができるものとする。

(2) 大会等の参加の引率や運営に係る体制の整備

- ・ 学校部活動における大会等への参加について、やむを得ず教員が引率を行う場合には、校長は、週休日の振替等を適切に実施するなど、教員の負担が過度とならないよう配慮する。地域クラブとして大会等に出場する際は、クラブの指導者が引率し、審判等の大会運営に協力する。
- ・ 校長は、各種大会、コンクール、強化練習会等の運営について実態を把握し、持続可能で効率的な運営となるよう中学校体育連盟等の各種団体との連携を図る。

2 教員等の兼職兼業

- ・ 市教育委員会は、学校の教員が希望に応じて地域クラブ活動の指導者として活動できるように、教員の兼職兼業の手続きを明確に示す。
- ・ 市教育委員会及び校長は、勤務校における業務への影響の有無や教員の健康への配慮など、学校運営に支障がない場合、積極的に許可するものとする。その際、本人の意思を尊重し、参加を強いられることがないよう十分確認する。また、平日の活動については、学校運営に支障のない範囲で地域貢献活動休暇の運用を工夫する。
- ・ 兼職兼業で従事を希望する地域クラブ活動が市外の場合においても、その希望に応じて円滑に兼職兼業を行うことができるように該当教育委員会等と連携を図る。

3 高等学校入学者選抜における取扱

- ・ 学校部活動と地域クラブ活動で取扱に差異が出ないように、調査書等の記載や生徒、保護者への説明について配慮する。
- ・ 高等学校から生徒・保護者への働きかけに係る依頼があった場合は、地域クラブと中学校とで情報共有等のうえ連携して対応する。

参考

①部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン

～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～ （令和7年12月文部科学省）



②スポーツ事故防止ハンドブック(令和2年12月独立行政法人日本スポーツ振興センター)



③スポーツ事故対応ハンドブック(令和2年12月独立行政法人日本スポーツ振興センター)

